

## 現場代理人の常勤義務緩和措置について

### 伊予市総務部財政課

現場代理人は工事期間中において工事現場への常勤が義務付けられていますが、次の要件のいずれかに該当する工事で、受注者による兼任の申出を受け、発注者（監督員）が工事現場における運営等に支障がないと認めた場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任を認めます。

**※伊予市発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の承諾があることが条件となります。**

#### 1 現場代理人の兼任要件に係る特例措置

##### (1) 兼任要件の緩和

##### ① 以下の要件を全て満たす場合

##### ア 請負金額

4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）

##### イ 件数

3件以内

（ただし、伊予市工事以外の工事と兼任する場合は2件まで）

##### ウ 現場間の距離

同一旧市町内又は30分以内

##### ② 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

##### ③ 工場製作期間を含む複数の工事であって、全てが同一工場で工場製作のみを行う期間中

#### 2 現場代理人を兼任したい場合

- 「現場代理人の兼務申請」様式1に記載して提出してください。（伊予市発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の事前承諾を得たうえで記載してください。）
- 発注者は工事内容等により兼任が認められるかを確認したうえで承認書様式2を発行します。
- 工期途中に現場代理人の兼任の内容に変更があった場合についても、同様の手続が必要です。新たに伊予市以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：伊予市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を伊予市工事の監督員に提出してください。